

学校指定取扱規則

(目 的)

第1条 この規則は、愛知高速交通株式会社（以下「会社」という。）が旅客営業規則（以下「旅客規則」という。）および同取扱細則（以下「旅客細則」という。）によって、学校の学生・生徒・児童・または幼児に通学定期乗車券の発売をする場合に、その対象となる学校並びにこれに関する事項の取扱い方を定め、もって、事務の適正化を図ることを目的とする。

(指定学校の意義)

第2条 この規則において「指定学校」とは、次の各号の一に該当する学校をいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院および短期大学部を含む。）および高等専門学校
- (2) 前号以外の国公立の学校（その他の教育施設を含む。以下国公立の学校について同じ。）であって、会社の指定を受けた学校
- (3) 学校教育法第124条および第134条の規定によって設立した私立学校（各種学校）であって、会社の指定を受けた学校

2 この規則において「指定学校の学生・生徒・児童または幼児」とは、次の各号に掲げる指定学校の部科等（以下「部科」という。）に在学し、教育を受けるものをいう。

- (1) 前項第1号に規定する学校の場合
学校教育法の定めによる通常の教育課程を行う部科。ただし、単位制高等学校教育規程（昭和63年文部省令第6号。以下「単位制高等学校教育規程」という。）第9条に規定する科目履修生は除く。
- (2) 前項第2号に規定する学校及び同項第3号に規定する学校で、学校教育法第134条の規定によるものの場合
学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）等当該学校の設置に関する法令に規定する部科。
- (3) 前項第3号に規定する学校で、学校教育法第124条の規定によるものの場合
専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第2条第1項に規定する学科に属する分野。

(注) 第1号に定める通常の教育課程には、次のような教育課程を含めない。

- (1) 大学受験のために行う補習科・専攻科または別科として、認可を受けずに学校教育法に定める専攻科または別科に準ずる教育を行う高等学校の併設部科
- (2) 大学の研究科（大学院の研究科を除く。）または、学則上定めてある研究生・専攻生・聴講生・委託生等であるが、学校教育法に規定していない部科

(指定学校としての条件)

第3条 前条第1項第2号の学校についての指定学校としての指定は、設立の告示があつ

た学校であって次の各号の条件を具備し、かつ、会社が適当と認めたものについて行う。

- (1) 修業年限は、連続して12箇月以上となっていること。
- (2) 授業時数は、1年間に700時間以上を基準として定めていること。
- (3) 生徒の部科別定員は40人以上となっていること。ただし、特殊な教育を行う学校の部科にあつては20人以上とする。
- (4) 教育課程及び生徒数に応じた必要数の教員が置かれていること。ただし、その最低は3人とする。
- (5) 入学期または卒業期は、年2回以内であつて、固定していること。ただし、特殊な教育を行う学校にあつては、年3回までとする。
- (6) 学則に定めている入学期または卒業期以外の月に入学させ、または卒業させていないこと。
- (7) 1週間の授業日数は5日以上、1週間の実際授業時数は18時間以上となっていること。
- (8) 短期修業または一部学科の専修を認めていないこと。

2 前条第1項第3号の学校についての指定学校としての指定は、次の各号に定めるところにより、前項各号の条件を具備し、かつ、会社が適当と認めた学校について行う。

- (1) 学校教育法第124条の規定によって設立した私立学校にあつては、監督庁の認可を得ていること。
- (2) 学校教育法第134条の規定によって設立した私立学校にあつては、監督庁の認可の日、開校の日のいずれの日からも1箇年を経過していること。

(指定の申請)

第4条 学校の代表者は、第2条第1項第2号または第3号に規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を運輸技術部長に提出するものとする。

2 前項の場合、分校にあつては、本校とは別個の学校として申請するものとする。

3 学校指定申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 学校指定申請書
別紙1のとおりとする。
- (2) 設立の告示または認可書の写
- (3) 学則

監督官庁に届け出済みのものであつて、次の事項が記載されているもの。ただし、学則中にこれらの事項が記載されていないときは、これに代わる書類を学則に添付するものとする。

ア 修業年限・学年・学期および授業を行わない日（休業日）に関する事項

イ 部科の組織に関する事項

ウ 学科課程および授業日時数に関する事項

エ 部科別定員および教職員の組織に関する事項

オ 入学・退学・転学・休学および卒業に関する事項

- (4) 部科別在籍生徒の現在数および教員の現在数を記載した書類
 - (5) 1週間に行う部科別の授業科目および授業時間数を記載した書類
 - (6) 学生証または通学証明書の見本
- 4 指定または指定変更を認め難い旨の通知をした学校の代表者から、指定または指定変更の再申請があった場合は、その通知をした日から起算して6箇月以上経過すれば、再申請書類を受理することができる。
- 5 適正でない等の事由により、指定を取り消した学校から指定の申請があった場合は、指定を取り消した日から1箇年以上経過し、かつ、再発するおそれがないと認められる場合は、指定申請書類を受理することができる。

(指定学校の指定)

第5条 第2条第1項第2号および第3号の規定による学校は、運輸技術部長が指定する。
(指定学校の審査および決定)

第6条 運輸技術部長は、第4条の規定により、学校の代表者から指定申請書類の提出があったときは、係員に当該学校の実状を調査させる。

2 運輸技術部長は、前項による調査の結果にもとづき、別に定める学校指定審査基準により審査し、指定の可否を決定する。ただし、第2条及び第3条の規定に該当しない学校の代表者から、第4条第3項の書類をもって指定の申請があった場合は、前項の調査にもとづいて運輸技術部長が審査し、指定の可否を決定することができる。

3 前項の規定による指定学校としての指定は、部科を設けている学校については、部科ごとに指定する。

(指定可否の通知)

第7条 運輸技術部長は、前条各項の規定にもとづき、指定を適当と認める学校については、指定学校として指定し、別紙2の様式により学校指定書を交付する。ただし、学校指定交付後であっても、第3条第1項に規定する指定学校としての指定条件を具備していないと認めるときは、当該学校の指定学校としての指定を取り消すことがある。

2 前項の規定により指定を受けた学校の代表者は、別紙3の様式による請書をただちに運輸技術部長に提出しなければならない。

3 運輸技術部長は、指定学校として指定することが適当と認められない学校については、別紙4の様式により、当該学校の代表者に対してその旨の通知を行うものとする。

(指定期間の限定)

第8条 第2条第1項第2号および第3号に規定する指定学校としての指定期間は、特に定める場合を除いて、1年以上3年以内の期間において定めるものとし、指定期間の終期は3月31日とする。

2 追加指定する部科に対する指定期間は、期限を既に指定している部科の指定期間と同一にして定めるものとする。

(注) 第2条第1項第2号および第1号ただし書に規定する指定学校(通信による教育を行う学校の通信教育部)としての指定は、面接授業または試験を行う期間の10日

前から終了の5日後までの期間に限定して行う。

(継続指定の申請)

第9条 第2条第1項第2号および第3号に規定する指定学校が、指定期限後に引き続き指定学校としての指定を受けようとするときは、当該学校の代表者は、指定期限の2箇月前までに、第4条に規定する指定申請の手続きを行わなければならない。この場合には、設立認可書の写しを省略することができる。

2 前項の規定により提出する学校指定申請書の余白には、継続申請である旨および指定番号を附記するものとする。

(継続指定の決定)

第10条 運輸技術部長は、前条の規定により既に指定している学校の代表者から、継続指定の申請書類の提出があったときは、第6条の規定に準じて審査し、引き続き指定学校として指定するものについては、当該学校の代表者に第7条第1項の規定による学校指定書を交付するものとする。この場合、引き続き指定学校として指定した学校に対する番号は、従前の番号のままとし、指定番号の更新は行わない。

2 第7条第3項の規定は、継続指定を認めない場合に準用する。

(指定部科としての追加申請及び指定変更の申請)

第11条 指定学校の代表者は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、学校指定変更願を運輸技術部長に提出するものとする。

(1) 既に指定されている部科以外の部科について、指定部科として追加指定を受けようとする場合

(2) 学則の変更により、その既指定部科の内容に変更を生じた場合

(3) 校名・部科名・所在地等単なる名称に変更を生じた場合

2 前項の規定による学校指定変更願の書式は別紙5のとおりとする。

3 第1項第1号による追加申請書にあたっては、第4条の規定を準用する。この場合、学校指定申請書および設立認可書の写の提出を省略することができる。

4 第1項第2号の規定による指定変更の申請の場合には、当該学校の代表者は、学校指定変更願とともに、監督庁からの学則変更受理書の写および新学則（全文記載）を添付して、学校指定変更願をすみやかに提出するものとする。

5 第1項第3号の規定による指定変更の申請の場合には、当該学校の代表者は、監督庁からの変更届受理書の写および新学則（全文記載）を添付して、学校指定変更願をすみやかに提出するものとする。

(追加指定および指定変更の決定)

第12条 運輸技術部長は、前条の規定により、指定学校の代表者から学校指定変更願の提出があったときは、次の各号にもとづき調査し、指定学校としての指定の可否を決定する。

(1) 指定変更の内容が、前条第1項第1号による追加指定の申請にかかるものである場合は、第6条の規定に準じて審査し、第7条及び第8条の規定に準じて指定可否の通

知を行うものとする。

(2) 指定変更の内容が、学則の変更により既指定部科の内容に変更を生じた場合は、提出された関係書類にもとづき、当該学校の実状を調査し、校名・部科名・所在地等単なる名称に変更を生じた場合は、提出された関係書類を調査して、相当と認められたものについては、当該学校の代表者に対して別紙6の様式により指定変更承認の通知を行うものとする。

(3) 前号の規定中、学則の変更により既指定部科の内容に変更を生じた場合にかかる指定変更申請の場合で、内容の変更により指定学校としての指定の継続が相当と認められないものにあつては、別紙7の様式によりその旨の通知を行うものとする。

(休校および廃校届)

第13条 指定学校を休校または廃校するときは、当該学校の代表者は、監督庁に届け出た後10日以内に、別紙8の様式による休校届または廃校届を運輸技術部長あてに提出するものとする。

(指定及び指定番号の取消)

第14条 運輸技術部長は、次の各号の一に該当する場合は、当該学校の代表者に対し、別紙9の様式により、指定取消の旨を通知するものとする。

(1) 指定期間を経過した第2条第1項第2号および第3号の学校が、引き続いて指定の申請をしないとき

(2) 前条の規定により学校の代表者から、休校または廃校の届出があつたとき

(3) 第15条に規定する取消事由に該当し、その指定を取り消すとき

(証明書類を適正に発行しなかつた場合等の取扱い)

第15条 会社は、次の各号の一に該当する学校に対して、指定学校としての取扱停止または指定の取消しを行い、あわせて、旅客営業規則第52条の規定による普通旅客運賃及び増運賃を収受することがある。

(1) 使用資格者以外の者に対して通学証明書を発行したとき

(2) その他、適正に使用しない者が著しいとき

附則 この規則は平成25年6月1日から施行する。

附則 この規則は平成25年6月21日から施行する。

附則 この規則は平成28年12月1日から施行する。